

茨城県報 号 外

昭和47年8月3日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則 (収 用 委 員 会)

	ページ
●茨城県収用委員会運営規則の一部改正	1
告 示	
●茨城県飼料基盤整備特別対策事業補助金交付要項の一部改正(畜産課)	2
●木材業者等の登録(県北農林事務所)	2
●土地改良区役員の就退任(2件)(鉾田土地改良事務所)	3
●救急病院として認めたもの(医薬務課)	5
●救急診療所として認定した医療機関の申し出の撤回(〃)	5
公 告	
●小売販売業者甲の臨時登録(流通対策室)	5
●米飯提供業者の登録(〃)	5
(企 業 局)	
●給水装置工事業者の指定	6

規 則

(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会運営規則(昭和44年茨城県収用委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

昭和47年8月3日

茨城県収用委員会会長 木 下 明

茨城県収用委員会規則第1号

茨城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

第3条第1項中「茨城県土木部用地室(以下「用地室」という。)」を「茨城県土木部用地課(以下「用地課」という。)」に、「用地室職員」を「用地課職員」に改め、同条第2項中「用地室長」を「用地課長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第754号

茨城県飼料基盤整備特別対策事業補助金交付要項(昭和44年茨城県告示第1519号)の一部を次のように改正する。

昭和47年8月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

標題を次のように改める。

「茨城県飼料基盤整備事業補助金交付要項」

第1条中「飼料基盤整備特別対策事業」を「飼料基盤整備事業」に改める。

第2条第1項の表中

2 既存畑等整備	既存の飼料畑及び草地を対象とする次の経費 (1) 農牧道 (2) 用排水, 区画整理等土地基盤整備	を
2 既存畑等整備	既存の飼料畑及び草地を対象とする次の経費 (1) 農牧道 (2) 用排水, 区画整理等土地基盤整備 (3) 集団化のための各筆測量	に

改める。

第3条, 第4条, 第6条及び第8条中「飼料基盤整備特別対策事業」を「飼料基盤整備事業」に改める。

第9条中「1件5万円」を「1件50万円」に改める。

様式第1号, 様式第2号, 様式第3号, 様式第4号及び様式第5号中「飼料基盤整備特別対策事業」を「飼料基盤整備事業」に改める。

付 則

この要項は, 公布の日から施行し, 昭和47年度の飼料基盤整備事業から適用する。

茨城県告示第755号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により, 次のとおり登録事項を変更したので, 同条第2項の規定により公示する。

昭和47年8月3日

茨城県県北農林事務所長 黒 岩 行 孝

第4種業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
北農林 第335号	昭和46年 8月1日	東茨城郡小川 町小川1325	沼田 鉄也	(有) 沼田 林 業	住所に同じ	前記に同じ	素材生産材 製	変更後
"	"	"	沼田定次郎	"	"	"	"	"
北農林 第347号	"	東茨城郡桂村 阿波山180—1	関口 光江	関口工業株 式会社	"	"	"	"
"	"	"	関口 寛	"	"	"	"	"
北農林 第348号	"	東茨城郡桂村 上阿野沢832	取締役社長 梅沢 宏之	御前山産業 株式会社	"	"	"	"
"	"	"	野口 静也	"	"	"	"	"

茨城県告示第756号

行方郡潮来町大字延方に事務所をおく新宮池土地改良区から、下記のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年8月3日

茨城県銚田土地改良事務所長 塙 善 行

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字延方乙79の1	理 事	宮 本 保 一	理 事 長
" " " 142	"	笹 本 育 男	
" " " 1100	"	草 野 芳 雄	
" " " 135	"	川 井 利 夫	
" " " 1243	"	秋 山 彰	
" " " 935	"	笹 本 清 春	
" " " 1253	"	志 田 稔	
" " " 688	監 事	茂 木 義 訓	
" " " 129	"	小松崎 五 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字延方乙211	理 事	茂 木 普	理 事 長
" " " 1176	"	笹 本 清 三	
" " " 1147	"	黒 須 武 夫	
" " " 142	"	笹 本 敏 雄	
" " " 甲1444	"	土 子 幸 三	
" " " 乙1229	"	金 原 義 夫	

行方郡潮来町大字延方乙1330の1	理 事	荒 原 活 雄
" " " 1100	監 事	草 野 芳 雄
" " " 1253	"	志 田 稔

茨城県告示第757号

行方郡麻生町大字蔵川に事務所をおく蔵川土地改良区から、下記のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年8月3日

茨城県銚田土地改良事務所長 塙 善 行

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川284	理 事	永 作 秀 男	
" " " 28	"	大 槻 武	
" " " 286	"	高 須 源 一	
" " " 275	"	高 須 鳳之助	
" " " 300	"	高 野 徳 男	
" " " 20	"	須 賀 光 夫	
" " " 84	"	長 峰 豊	
" " " 113の2	"	長 峰 正 夫	
" " " 410	"	高 須 光 弥	
" " " 680の4	"	高 須 誠 一	
" " 大字岡439	"	宮 崎 諒 助	
" " " 208の1	"	宮 崎 一 郎	
" " 大字蔵川154	監 事	奈良崎 正	
" " " 289	"	高 須 一	
" " " 109	"	関 戸 福 貴	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川433	理 事	山 口 省 吾	理 事 長
" " " 172	"	奈良寄 新 衛	
" " " 215	"	山 口 翠	
" " " 298	"	高 須 一	
" " " 277	"	永 作 安 治	
" " " 118	"	長 峯 善 男	
" " " 442の3	"	奈良崎 良 衛	
" " " 139	"	長 峰 仁	
" " " 281	"	山 口 光 一	
" " 大字岡606	"	箕 輪 忠 義	
" " " 442	"	宮 寄 章 一	
" " 大字蔵川176	"	奈良崎 和 夫	
" " " 1	監 事	長 峰 善 衛	

行方郡麻生町大字蔵川304
" " 大字岡208の1

監 事 永 作 芳 重
" 宮 嵯 一 郎

茨城県告示第758号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づく救急病院として認めたので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和47年 8 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名	称	所	在	地
滝	田 整 形 外 科 病 院	石	岡 市 青 木 町 818 番 地	

茨城県告示第759号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により救急診療所として認定した次の医療機関は、その申し出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和47年 8 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名	称	所	在	地
滝	田 外 科 医 院	石	岡 市 大 字 石 岡 881 番 地	

公 告

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和47年 8 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北農林事務所において縦覧に供する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和47年 8 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北、県西農林事務所において縦覧に供する。

●給水装置工事業者の指定

茨城県給水装置工事業者指定に関する規程(昭和43年茨城県企業管理規程第15号)第13条の規程に基づき、指定業者の指定を次のとおり行なうので公示する。

昭和47年8月3日

茨城県公営企業管理者

企業局長 菊 池 不 二 夫

記

1 指定申請書受理期間

昭和47年9月11日から昭和47年10月10日まで

2 指定申請書受理場所

茨城県企業局鹿島水道事務所

電話 鹿島(2) 1821〜3

(鹿島郡鹿島町大字宮中1733番地)

3 指 定

茨城県給水装置工事業者指定に関する規程第2条の規定に基づき、1の受理期間中に随時、茨城県公営企業管理者が指定する。

4 指定申請書に添付する書類

(1) 新たに指定を受ける場合

ア 履歴書又は経歴書

イ 責任技術者及び配管工の名簿

ウ 申請者(法人の場合は代表者)及び責任技術者の写真(上半身、脱帽、名刺判、申請の日
前3ヶ月以内に撮影したもの2枚)

エ 法人の場合は、定款及び登記簿謄本

オ 資産調書及び納税完納証明書

カ 日本水道協会茨城県支部の行なう責任技術者試験に合格した合格証書の写

キ 日本水道協会茨城県支部の水道工事指定工事人認可証の写

ク 従業員名簿

ケ 店舗の平面図

コ 給水装置工事用設備器材の一覧表

サ 本店及び営業所の一覧表

シ 指定申請前2ヶ年の主な工事の概況

ス 市町村長の発行する身分証明書

(2) 継続に指定を受ける場合

ア 前指定期間中に施行した主要な給水装置工事の概要

イ 責任技術者及び配管工の名簿

ウ 申請者(法人の場合は、代表者)及び責任技術者の写真(上半身、脱帽、名刺判、申請の
日前3ヶ月以内に撮影したもの各2枚)

●日本住宅公団研究学園都市開発局公告第28号

日本住宅公団手代木土地区画整理審議会の委員の選挙期日について

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令
(昭和30年政令第47号)第19条の規定に基づき、日本住宅公団手代木土地区画整理審議会の委員の
選挙を昭和47年11月8日に執行することを公告する。

昭和47年8月3日

日 本 住 宅 公 団

●日本住宅公団研究学園都市開発局公告第29号

日本住宅公団手代木土地区画整理審議会の選挙人名簿の縦覧について

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令
(昭和30年政令第47号)第21条第1項の規定に基づき、日本住宅公団手代木土地区画整理審議会の
委員の選挙人名簿を下記により縦覧に供する。

記

- 1 縦覧開始の日 昭和47年8月30日
- 2 縦覧期間 2週間
- 3 縦覧場所 茨城県新治郡桜村大字倉掛字上山641-1
日本住宅公団花室現地事務所
- 4 縦覧時間 自午前9時30分 至午後5時30分

昭和47年8月3日

日 本 住 宅 公 団

●日本住宅公団研究学園都市開発局公告第30号

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令
(昭和30年政令第47号)第35条第5項の規定に基づき、昭和47年8月2日に執行した日本住宅公団
竹園土地区画整理審議会の委員の選挙において当選した者の氏名及び住所を次のように公告する。

記

委員の種別	氏	名	住	所
土地所有者委員	荒	井 美 孝	茨城県筑波郡谷田部町小野崎	411
〃	芝	橋 賢	〃 〃 〃 〃	38の $\frac{1}{2}$
〃	荒	井 享	〃 〃 〃 〃	1135の2

土地所有者委員	荒	井	義	章	茨城県筑波郡谷田部町小野崎	710
"	鈴	木	義	久	" " " "	540の2
"	大	林		義	" " "	荻間663
"	岡	野	保	三	" " "	西大橋294
"	宮	本		茂	" 新治郡桜村花室	456
"	細	田		清	" " "	倉掛996
"	松	本	静	夫	" " " "	984
"	天	貝	栄	繁	" " " "	1543
"	遠	藤	長	之 丞	東京都足立区梅田4の11の8	

昭和47年8月3日

日 本 住 宅 公 団

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所